

告 示

埼玉県告示第八百二十号

埼玉県薬物の濫用の防止に関する条例（平成二十七年埼玉県条例第十九号）第十条第一項の規定により、知事指定薬物を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

令和七年十月二十九日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 知事指定薬物

イ N —（2—メチルフェニル）— N —「1—（2—フェニルエチル）ピペリジン—4—イル」プロパンアミド（通称名 ortho—Methylphenyl、o—Methylphenyl）及びその塩類

ロ 2—「2—「4—エトキシフェニル」メチル」—5—メチル—1 H —ベンゾ「 d 」イミダゾール—1—イル— N ・ N —ジエチルエタン—1—アミン（通称名 5—Methyl etodessnitazene、Etomethazene）及びその塩類

ハ 3—「2—（ジメチルアミノ）エチル」—1 H —インドール—4—イル—プロピオナート（通称名 4—PRO—DMT）及びその塩類

二 効力発生の日

令和七年十月三十日